

伊勢原市民文化会館大小ホール特定天井及び施設改修設計業務
に係る公募型プロポーザル実施要領

令和6年4月

伊勢原市 市民生活部 市民協働課市民文化会館担当

1 目的

この要領は、伊勢原市（以下「発注者」という。）が発注する「伊勢原市民文化会館大小ホール特定天井及び施設改修設計業務」において、その契約候補者を選定するために実施する公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に関して必要な手続き等を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 委託業務名

伊勢原市民文化会館大小ホール特定天井及び施設改修設計業務

(2) 履行期間

契約締結日から令和8年3月18日（水）までとする。

(3) 業務内容

別紙「伊勢原市民文化会館大小ホール特定天井及び施設改修設計業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 契約上限額

89,100,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

（年度別上限額：令和6年度60,500,000円、令和7年度28,600,000円）

3 担当課・書類提出先

伊勢原市市民生活部市民協働課市民文化会館

所在地 〒259-1188 伊勢原市田中348番地（伊勢原市民文化会館）

電話 0463-92-2300（直通）

電子メール bunkakaikan@isehara-city.jp

4 スケジュール

内 容	期 日 等
公募の開始	4月26日（金）から、仕様書及びプロポーザルの実施要領を伊勢原市公式ホームページに掲載・担当課で配布
企画提案参加申込締切	5月8日（水）午後5時まで
質問の受付	5月14日（火）午後5時まで
質問の回答	5月17日（金）
企画提案書の提出	5月24日（金）までの月曜日を除く、午前9時から午後5時まで
選定結果の通知	5月下旬～6月上旬予定

※ 期日等については、事務の都合により変更する場合がある。

5 応募者の資格

このプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たしていなければならない。

なお、契約締結までに要件を満たさなくなつた場合は、その時点で参加資格を失う。

- (1) 伊勢原市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者。
 - ア このプロポーザル実施の日から委託業務契約締結の日までの間のいずれの日においても、伊勢原市競争入札参加資格停止等措置要領に基づく入札参加資格の停止期間中の者。
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であつて、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）。
 - ウ 伊勢原市暴力団排除条例（平成23年伊勢原市条例第12号）に規定する暴力団員等又は暴力団経営支配法人等である者。
 - エ 直近の法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納していない者。
- (3) 「建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令」に基づく評定機関である、一般財団法人 日本建築センターで特定天井の既設補強による任意評定を取得した実績がある者。
- (4) 過去10年以内に、千席以上の劇場やホール等の改修工事において、民間活力導入のための改修工事要求水準を作成した実績がある。

6 企画提案参加申込み

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類を5月8日（水）午後5時までに担当課へ電子データ（PDF形式・押印あり）を電子メールに添付し送付すること。

また、原本1部を後日、持参または郵送すること。

なお、期限までに電子データの送付がない場合は参加の意思がないものとみなす。

- ① 参加表明書（様式1）
- ② 会社概要（様式2）

一社で業務を行えない場合は、他の事業者と協力して業務を行うことができるものとする。ただし、協力事業者は業務の一部のみを行い、主たる業務は代表事業者が行うものとする。

7 企画提案書の作成及び提出

(1) 企画提案書の内容

① 企画提案書（表紙）（様式3）

② 業務実績票（様式4）

・ 3件以内で記載すること。

③ 業務実施体制（様式5）

④ 配置技術者の経歴等（様式6）

⑤ 見積書（任意様式）

ア 法人の所在地、名称及び代表者名を記入し、代表者印を押印すること。

イ 見積総額は、契約上限額（消費税及び地方消費税を含む。）を超えないこと。

ウ 具体的な積算内訳及び合計額を記載すること。

⑥ 提案書（任意様式）

提案を求めるテーマは次に示すとおりとし、A4判縦で15枚以内（両面印刷可）で作成すること。ただし、A3判横の折込みも可とする。

ア 各業務内容の実施方法（仕様書「4 業務内容」を参照のこと。）

(ア) 特定天井改修設計及び任意評定の取得

(イ) 改修工事基本設計

(ウ) 音響性能の把握と維持

(エ) DB（設計施工一括発注）方式による事業費中の改修工事費等の算定

(オ) 要求水準書（案）の作成

(カ) その他、本業務に係る関係者調整及び庁内資料作成等の支援

イ 本業務の工程計画について

(2) 企画提案書の規格及び提出部数

下表の順番に簡易なA4ファイル等に綴じ、インデックスを付け、下表の部数を提出すること。企画提案書（表紙）の正本にのみ法人等団体の名称を記載し、その他の書類には団体名や事業者を特定できるマーク等は表記しないこと。

順番	提出書類	提出部数
1	企画提案書（表紙） 様式3	正本1部
2	業務実績票 様式4	正本1部・副本6部
3	業務実施体制 様式5	
4	配置技術者の経歴等 様式6	
5	見積書	
6	提案書	

(3) 提出方法

5月24日（金）までの月曜日を除く午前9時から午後5時までの間で、担当課に、事前に来庁時間を予約し、持参するものとする。

8 質問票の提出及び回答

本業務の内容等に関して質問がある場合は、「質問票（様式7）」により次のとおり行うこと。なお、質問は提出書類及び企画提案書の作成に関するものとし、評価及び審査に関するものは一切受け付けない。

(1) 提出方法

5月14日（火）午後5時までに電子メールで担当課へ提出する。

電子メールの表題は「伊勢原市民文化会館大小ホール特定天井及び施設改修設計業務に関する質問票（法人名）」とする。

なお、メール送信後に事故防止のため、必ず送信確認の電話をすること。

(2) 回答方法

質問事項への回答は、5月17日（金）までに電子メールにより全参加者へ送信する。また、内容に関する再質問は一切受け付けない。

9 審査

(1) 企画提案の評価

企画提案の評価は、項番7(1)①～⑥について書類審査により行う。

(2) 評価基準等

企画提案書の評価は別紙「伊勢原市民文化会館大小ホール特定天井及び施設改修設計業務公募型プロポーザル評価基準」のとおりとし、市職員で構成される選定委員会がこれを行う。

(3) 契約候補者の特定

書類審査による評価点数と選定委員会における評価点数の合計点が最も高い者を契約候補者として選定する。

(4) 審査結果の通知

評価結果を踏まえ、契約候補者を特定した後に、選定結果を書面により、参加者全員に郵送にて通知する。

なお、選定結果に対する問合せ、異議申し立ては認めない。

10 契約

選定の結果、契約候補者と契約内容の調整、仕様書の決定、見積書の提出を経て、契約締結する。

1 1 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 「参加資格」の要件を満たさない場合又は満たさなくなった場合
- ② 提出期限までに企画提案書が提出されなかった場合
- ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ④ 審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑤ 見積金額（消費税及び地方消費税を含む。）が契約上限額を超えている場合

1 2 その他留意事項

- (1) 本企画提案の参加申込をした後から企画提案書の提出期限日までは、辞退届（様式 8）を担当課へ提出することにより本プロポーザルを辞退することができるが、その後の辞退、契約候補者を特定した後の棄権は原則としてできない。ただし、契約候補者が失格等となった場合は、次順位の者と協議する。
- (2) 企画提案書の予定主任技術者は原則として変更できない。
- (3) 書類の作成に用いる言語は日本語とし、通貨は円とする。
- (4) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (5) 書類提出後の修正または変更は認めない。
- (6) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、本市がこのプロポーザルの報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (7) 提出された書類の返却は行わない。